

第3章 適切な情報開示と透明性の確保

【原則3-1. **情報開示の充実**】 補充原則3-1③ 上場会社は、経営戦略の開示に当たって、自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示すべきである。また、人的資本や**知的財産への投資**等についても、**自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識**しつつ分かりやすく**具体的に情報を開示・提供**すべきである。

第4章 取締役会の責務

【原則4-2. **取締役会の役割・責務**（2）】

補充原則4-2② 取締役会は、中長期的な企業価値の向上の観点から、自社のサステナビリティを巡る取組みについて基本的な方針を策定すべきである。また、人的資本・**知的財産への投資**等の重要性に鑑み、これらをはじめとする**経営資源の配分**や、**事業ポートフォリオに関する戦略の実行**が、企業の持続的な成長に資するよう、実効的に監督を行うべきである。

コーポレートガバナンス・コード改訂案においては、企業に対して、自社のサステナビリティについての取組みの観点から、人的資本・知的財産への投資について以下の事項が求められている。

- a 知的財産への投資等について、自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識すること
- b 知的財産への投資等について、具体的に情報を開示・提供すること
- c 取締役会は、知的財産への投資の重要性を鑑み、経営資源の配分の監督を行うこと
- d 取締役会は、知的財産への投資の重要性を鑑み、事業ポートフォリオに関する戦略の実行の監督を行うこと

その他ガバナンスに関する本学の状況「経営戦略を意識した知財管理」②

コーポレート・ガバナンスコードにより、企業に求められているESG経営、SDGsの取組について、大学も当該ガバナンスコードの視点を共有し、大学の知的財産を活用した社会実装を促進し、持続的な社会の実現に貢献する

a 経営戦略・経営課題との整合性へ意識について

令和3年からは、知的財産の活用促進に向けた方針に基づいて、本学単独所有の知的財産権を確保するとともに、それらを活用した共同研究等を通じた社会実装を促進するため、研究活動全般における知的財産に関する相談（知財コンサルティング）や研究契約の支援のための体制強化を図っている。

b 情報を開示・提供について

知的財産の活用に関しては、企業等における事業化を積極的に働きかけるほか、東北大学シーズ集としてWeb公開するとともに、**企業関係者に向けて技術説明会などを実施している。**

c 取締役会による資源配分の監督について

総長の経営判断の下、**知的財産部門へ戦略的に予算・人の経営資源の配分を行っている。**実務面では、産学連携担当理事が大学全体の知財戦略を立案し、役員会や役員・部局長等が参加する各種会議で共有している。

d 取締役会による事業ポートフォリオに関する戦略の実行の監督について

本学の世界トップレベルの研究拠点から生まれる数多くの知的財産を活かして、企業におけるコーポレート・ガバナンスコードを意識した経営と大学における**知財エコシステムとの好循環を実現し、持続的な社会の実現を目指す。**

その他ガバナンスに関する本学の状況「経営戦略を意識した知財管理」③

コーポレート・ガバナンスコードにより、企業に求められているESG経営、SDGsの取組について、大学も当該ガバナンスコードの視点を共有し、大学の知的財産を活用して持続的な社会の実現に貢献する

